

## 1 司法試験とは

- (1) 短答式試験（マークシート）と論文式試験
- (2) 合格すると司法修習を経て裁判官・検察官・弁護士になることができる
- (3) 合格率は2割～3割。今後低下するかも？

## 2 弁護士の業務範囲

法律事務全般

弁理士，司法書士，税理士，社労士，行政書士等の業務 + 弁護士固有の業務
--

## 3 司法試験受験資格

- (1) 法科大学院修了又は予備試験合格

法科大学院ルート

法科大学院受験対策→法科大学院入試・入学→法科大学院修了→司法試験受験

予備試験ルート

予備試験対策→予備試験（短答→論文→口述）受験・合格→司法試験受験

⇒ いずれも受験資格は，取得してから5年間有効（最大5回受けられる）

ア 法科大学院ルート

- 既修者コースと未修者コースがある
- 既修者コースは憲法及び法律が受験科目，（最低）2年間通う
- 未修者コースは大学受験の小論文のような入試だったり。（最低）3年間通う
- 未修者コースに入る既修者も少なくない（隠れ既修）

イ 予備試験の内容

- 短答（合格率2割程度），論文（合格率2割程度），口述（合格率9割以上）
- 口述がある点以外の形式面は司法試験に類似
- 最終合格率は4%程度

- (2) 法科大学院ルートのメリット・デメリット

ア メリット

予備試験ルートと比較すると司法試験受験資格が得られる可能性は高い

イ デメリット

- ・ 基本的に大学学部卒でなければ入れない

- ・ 学部時代の成績が法科大学院入試の際に足を引っ張る可能性あり
- ・ お金がかかる（学費＋あまり働けないのに生活費がかかる）
- ・ 法学をしっかりと学習してきた人（既修者）でも最低2年、未修者だと最低3年  
→ 入試対策期間を考えるとより長くなる  
→ 留年する人も少なくない
- ・ 司法試験合格率が低い（2割未満）ロースクールも少なくない
- ・ 社会人向けの夜間ロースクールが非常に少ない（現在、3校しかないとか）

### (3) 予備試験ルートの特長・デメリット

#### ア メリット

- ・ 受験資格がない
- ・ ロースクールの学費ほどのお金はかからない  
→ 予備校に通えば予備校費用がかかるが、法科大学院生も予備校を利用しているのが現実なので、法科大学院ルートと比較するとやはり低コスト
- ・ 必要期間は個人の努力次第。ゼロから始めて最短で1年半くらいか。  
→ 社会人でも3年あれば努力次第で合格を狙える
- ・ 科目が概ね司法試験と同じ  
→ 予備試験対策が司法試験対策を兼ねる
- ・ 予備試験組の司法試験合格率は7～8割程度  
→ ロースクール組が2～3割程度であることを考えると非常に高い
- ・ 働きながら勉強することも、もちろん可能

#### イ デメリット

合格率が低い（4%程度）

## 4 予備試験ルートの魅力

- (1) 予備試験に合格した時点で司法試験に合格する可能性は極めて高い
- (2) 無駄なく勉強して最短ルートで司法試験合格を目指す
- (3) 社会人でも自分なりのペースで学習を進めることができる
- (4) 極端に言えば、書籍代数万円＋予備試験の受験手数料1万7500円だけで司法試験受験資格取得可能
- (5) 弁護士の場合、就職に有利に働く可能性も

## 5 予備試験をいかに突破するか

- (1) 短答式試験はある程度の量ないし時間勉強すれば、ほとんどの人は安定して合格レベルに到達できる
- (2) 口述式試験は、多くの人が論文式試験合格確認後に対策を始めるうえ、合格率も90%～95%程度なので勉強開始前から気にするものではない

(3) 論文式試験こそ本丸

- 進学校や難関大学出身（≒受験経験値が高い）で、一日8時間以上の勉強を毎日、数年間継続してもなかなか合格できない人が少なくない
- インプットは十分だが現場思考がうまくできないので初見の問題を上手く処理できない
- しかし、現場思考力を養うのは、実はさほど難しくない  
事案を確認して①素朴な疑問を把握し、それについて②簡単な言葉で思考して、処理すれば良いだけ

⇒ 今年（令和元年）の予備試験論文式試験・憲法を素材として、この点を実感してみま  
しょう！

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

甲市は、農業や農産品の加工を主産業とする小さな町である。近年、同市ではこれらの産業に従事する外国人が急増しているが、そのほとんどはA国出身の者である。甲市立乙中学校は、A国民の集住地区を学区としており、小規模校であることもあって生徒の4分の1がA国民となっている。A国民のほとんどはB教という宗教の信者である。

XはA国民の女性であり、乙中学校を卒業し、甲市内の農産品加工工場で働いている。Xの親もA国民であり、Xと同じ工場に勤務している。この両名（以下「Xら」という。）は熱心なB教徒であり、その戒律を忠実に守り、礼拝も欠かさない。B教の戒律によれば、女性は家庭内以外においては、顔面や手など一部を除き、肌や髪を露出し、あるいは体型がはっきり分かるような服装をしてはならない。これはB教における重要な戒律であるとされている。

ところで、Xが工場に勤務するようになった経緯として、次のようなことがあった。Xらは、Xの中学校入学当初より毎年、保健体育科目のうち水泳については、戒律との関係で水着（学校指定のものはもちろん、肌の露出を最小限にしたものも含む。）を着用することができず参加できないので、プールサイドでの見学及びレポートの提出という代替措置をとるように要望していた。なお、Xは、水泳以外の保健体育の授業及びその他の学校生活については、服装に関して特例が認められた上で他の生徒と同様に参加している。

しかし、乙中学校の校長は、検討の上、水泳の授業については、代替措置を一切とらないこととした。その理由として、まず、信仰に配慮して代替措置をとることは教育の中立性に反するおそれがあり、また、代替措置の要望が真に信仰を理由とするものなのかどうかの判断が困難であるとした。さらに、上記のように、乙中学校の生徒にはB教徒も相当割合含まれているところ、戒律との関係で葛藤を抱きつつも水泳授業に参加している女子生徒もおり、校長は、Xらの要望に応えることはその意味でも公平性を欠くし、仮にXらの要望に応えるとすると、他のB教徒の女子生徒も次々に同様の要望を行う可能性が高く、それにも応えるとすれば、見学者が増える一方で水泳実技への参加者が減少して水泳授業の実施や成績評価に支障が生じるおそれがあるとも述べた。

Xは、3年間の中学校在籍中に行われた水泳の授業には参加しなかったが、自主的に見学をしてレポートを提出していた。担当教員はこれを受領したものの、成績評価の際には考慮しなかった。調査書（一般に「内申書」と呼ばれるもの）における3年間の保健体育の評定はいずれも、5段階評価で低い方から2段階目の「2」であった。Xは運動を比較的得意としているため、こうした低評価には上記の不参加が影響していることは明らかであり、学校側もそのような説明を行っている。Xは近隣の県立高校への進学を希望していたが、入学試験において調査書の低評価により合格最低点に僅かに及ばず不合格となり、経済的な事情もあって私立高校に進学することもできず、冒頭に述べたとおり就労の道を選んだ。客観的に見て、保健体育科目で上記の要望が受け入れられていれば、Xは志望の県立高校に合格することができたと考えられる。

Xは、戒律に従っただけであるのに中学校からこのような評価を受けたことに不満を持っており、法的措置をとろうと考えている。

〔設問〕

必要に応じて対立する見解にも触れつつ、この事例に含まれる憲法上の問題を論じなさい。

なお、Xらに永住資格はないが、適法に滞在しているものとする。また、学習指導要領上、水泳実技は中学校の各学年につき必修とされているものとする。

いかにせんボリュームが多いので事案を単純にすると…

- ・ XはB教の信者
- ・ B教の重要な戒律で、B教徒の女性は水着姿になれない
  - 戒律を守ると、水泳の授業に出られない
- ・ 代替措置を希望し、自分なりの代替措置を講じた
- ・ しかし学校はあくまで水泳の授業に出ることを求めた
  - 成績評価においては考慮されず、保健体育に「2」が付けられた
- ・ その結果、Xは志望校に不合格となり、働き始めることとなった
  
- ・ 校長が述べる「代替措置が取れない理由」
  - ① 信仰に配慮して代替措置を採ることは教育の中立性に反するおそれがある
  - ② 代替措置の要望が真に信仰を理由とするものなのかどうかの判断が困難である
  - ③ 乙中学校の生徒にはB教徒も相当割合含まれているところ、戒律との関係で葛藤を抱きつつも水泳授業に参加している女子生徒もおり、代替措置を認めて欲しいというXの要望に応えることは公平性を欠く
  - ④ 仮にXらの要望に応えたとすると、他のB教徒の女子生徒も次々に同様の要望を行う可能性が高く、それにも応えたとすれば、見学者が増える一方で水泳実技への参加者が減少して水泳授業の実施や成績評価に支障が生じるおそれがある

答案作成に必要な最低限の知識 ※身に付けるのは難しくない

- ・ 憲法（人権）の事案処理の基本的な流れ
  - 何らかの人権が制約されているかを考え、肯定される場合、その制約が許されるか（必要最小限といえるか）を考える
- ・ 国民には信教の自由が保障されている
  - 宗教を信じる／信じない自由  
宗教的な活動をする／しない自由  
信仰の告白を強制されない自由 等
  - 公権力が、特定の宗教を信仰すること／しないことや、宗教的活動をすること／しないこと等を強制すると、信教の自由の制約となる
    - ⇒ 必要最小限の制約でなければ憲法違反となる
- ・ 定住外国人にも信教の自由は保障される
- ・ 憲法で、政教分離原則が保障されている
  - 公権力は宗教と過度の関わり合いを持ってはならないという憲法上のルール

最低限必要な知識を用いて、素朴な疑問を単純な言葉で処理すると…

## 1 何らかの人権が制約されているのか？

- 宗教の話が延々と続いているし、信教の自由が制約されているとすればいいのかな？
  - でも「水泳の授業に出なさい」と要求することって、信教の自由の制約になるのだろうか？
    - ⇒ 結果的には重要な戒律に反する行為を強制することにはなるから、水泳の授業に出るように求めることは、信教の自由の制約になっているとしよう
  - ただ、特定の宗教の信仰を強制するような典型例と比較すると、やはり結果としてそうっただけという感じがする。それに強制といっても、無理やり水着を着せてプールに投げ込んだような事案と比べると、強制の仕方は弱いんじゃないかな？

## 2 必要最小限の制約かどうかを、どうやって判断しようか？

- そういえば、必要最小限ってどういう意味だろう？
  - 「そういう制約をすることはやむを得ない！」って感じだね
  - やむを得ないってことは、その制約以外にいい方法がないって意味だね
    - 代替措置という、代わりとなる「いい方法」があるかどうかを検討
      - ・ない ⇒ 水泳の授業に出よう求めるしかないから合憲
      - ・ある ⇒ 水泳の授業に出よう求める必要もないのに強制したから違憲といえそう

+ α 今回の信教の自由の制約は間接的なうえに強いものではないから、「代わりの手段はないけど違憲」というパターンまでは考えなくて良さそう  
(例：仮に代わりの手段がなくても、「水泳の授業に出なかったら死刑」とかは当然違憲となるという発想)

- 校長の反論はすべて代替措置を採れない理由だから…
  - ・ 校長の反論が正しい → 代わりとなる「いい方法」はない ⇒ 合憲
  - ・ 校長の反論が誤り → 代わりとなる「いい方法」がある ⇒ 違憲という流れで問題なさそう

### 3 校長の反論の正誤

- ① **信仰に配慮して代替措置を採ることは教育の中立性に反するおそれがある**
- これは、代替措置を採るとB教のえこひいきになる、つまり政教分離に反するという反論だな
- 代替措置を採ることが政教分離に反するか考えるか
- ⇒ 確かにB教の信者にだけ代替措置を認めたらえこひいきになりそう  
でも、病気や怪我、身体障害などで泳げない場合、代替措置を認めているだろうから、それらと同じように認めるだけならB教をえこひいきしていることにはならない
- ② **代替措置の要望が真に信仰を理由とするものなのかどうかの判断が困難である**
- 確かに。テストしたりしたら信仰の告白強制とか言われて問題になりそう
- ⇒ この問題をクリアするいいアイデアは浮かばないけど、XがB教の熱心な信者であることは明らかだから、本問ではこの反論は失当ということにしよう
- ③ **乙中学校の生徒にはB教徒も相当割合含まれているところ、戒律との関係で葛藤を抱きつつも水泳授業に参加している女子生徒もおり、代替措置を認めて欲しいというXの要望に応えることは公平性を欠く**
- ⇒ これはXにだけ代替措置を認めた場合の問題点であって、B教徒の女子生徒全般に代替措置を認めればいだけ
- ④ **仮にXらの要望に応えるとすると、他のB教徒の女子生徒も次々に同様の要望を行う可能性が高く、それにも応えるとすれば、見学者が増える一方で水泳実技への参加者が減少して水泳授業の実施や成績評価に支障が生じるおそれがある**
- 確かに。5人だけでプールの授業とか悲しい…
- ⇒ でも泳げなくても普通に生活できるし、体育の内容がバスケットとサッカーとバドミントンと…といった具合に選択制になっている学校もあるだろうから、選択制にしても大きな問題はないといえそう
- ⇒ すべて誤りといえるから、違憲という結論※で終わり
- ※ 校長の反論（の一部）を認めて、合憲としても問題ありません

#### 【総評】

このように、現場思考を恐れなければ、難関と評される予備試験、その中でも特に難関とされる論文式試験も恐れる必要はありません。

現場思考力を本番で発揮できるようにすることを意識した講義や模試を受けて、インプットを他の受験生平均と同程度に行えば、合格は決して難しくありません。

## ま と め

### 法曹という仕事

裁判官・検察官・弁護士どれになっても、判決を書いたり、法廷で弁舌を振るったり、被疑者を取り調べたり、留置所で接見したりなど、ドラマで見るような非日常が日常となる。

弁護士についていえば、大企業同士のM&Aに関わるような弁護士になることもできるし、困っている人に寄り添うような生き方もできる。その中間的な弁護士人生もよくある。

⇒ 弁護士になった後、さらに自分の生き方を選択できる。

### 予備試験の魅力

お金の問題をあまり気にしなくてよい。仕事を辞めることなく自分なりのペースで学習可能。合格できれば司法試験合格に至る可能性は極めて高い。就職に不利に働くことはない反面、有利に作用する可能性はある。

### TAC・Wセミナーの強み

TAC自体は大きいですが、司法試験予備校としては小規模・マイナー

⇒ だからこそ新しいことができる。素朴な疑問を簡単な言葉で思考する力を養うような講座を今後どんどん実施する予定。論文に強い司法試験予備校としたい。